

昭島市立学校ホームページ作成要領

制定 平成 14 年 5 月 10 日

改定 平成 28 年 11 月 16 日

学校教育部庶務課

昭島市立学校ホームページ作成要領を次のとおり定める。

1 ホームページ作成の目的

昭島市立学校を、インターネットを利用し広く紹介することにより、開かれた学校づくりを推進し教育活動の活性化を図ることを目的とする。

2 ホームページの作成

- (1) ホームページは学校として開設するものであること。(個人としては開設することはできない。)
- (2) ホームページの作成及び発信は校長の責任において行うこと。
- (3) ホームページに作成責任者名(校長名)を明記すること。

3 ホームページの内容

- (1) 内容はオリジナルのものであること。仮に、著作権の設定されている作品等を使用するときは、当該著作権者に許諾を得るとともに、その旨をホームページに明記すること。
- (2) ホームページは適切に更新、削除すること。
- (3) 学習内容に関する事項は、学習指導要領に基づくものであること。
- (4) 公序良俗に反しないものであること。
- (5) 営利を目的としないこと。
- (6) 政治、宗教活動に関わらないものであること。
- (7) 法令に反するものでないこと。
- (8) 個人情報及びプライバシーに関わる事項は、原則として掲載しないこと。
ただし、写真及び児童・生徒の作品については、児童・生徒及び保護者の同意がある場合に限り掲載することができるものとする。(特に、保護者に対しては、ホームページの内容、掲載の趣旨などについて事前に十分説明し理解を得ること。)

4 その他

ホームページの中で電子メールによる意見集約等を行うことができる。